



育児・介護休業法 が令和4年4月1日から段階的に変わります。  
 (令和3年法律第58号、令和3年6月9日公布)

●令和4年4月1日施行

1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認措置の義務化

✓ 育児休業と産後パパ育休を取得しやすい雇用環境整備として、事業主は次の①～④のいずれかの措置を講じることが義務化されます。※複数の措置を講ずることが望ましい。

- ①研修の実施 ②相談体制の整備等（相談窓口の設置） ③取得事例の収集・提供
- ④制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

✓ 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置を講じることが義務化されます。

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

✓ 有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」であることという要件を廃止する。ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することを可能とする。

●令和4年10月1日施行

3 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設

子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設する。

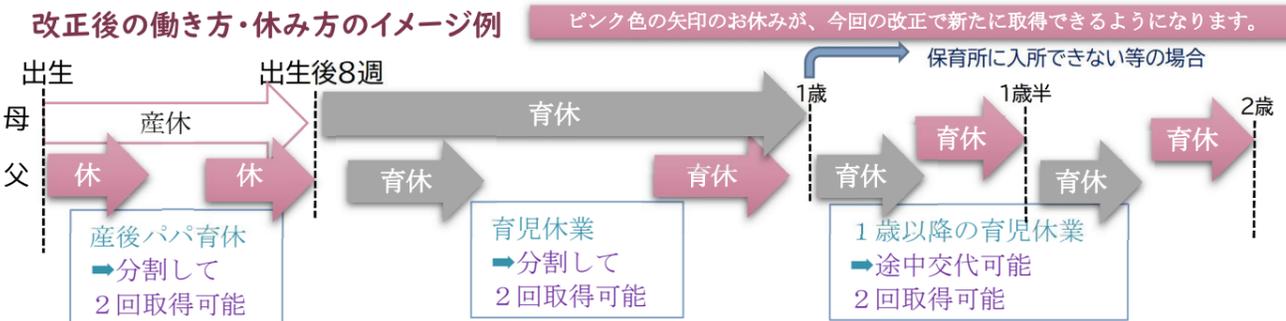
- ①休業の申出期限については、原則休業の2週間前までとする。現行の育児休業（1か月前）よりも短縮
- ②分割して取得できる回数は、2回とする。
- ③労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中に就業することを可能とする。

産後パパ育休も育児休業給付（出生時育児休業給付金）の対象です。休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大10日（10日超の場合は就業している時間数が80時間）以下である場合に、給付の対象となります。



4 育児休業の分割取得

育児休業（3の休業を除く。）について、分割して2回まで取得することを可能とする。



育児休業等を理由とする不利益取り扱いの禁止・ハラスメント防止

今回の改正で、妊娠・出産の申し出をしたこと、産後パパ育休の申出・取得、産後パパ育休期間中の就業を申し出・同意しなかったこと等を理由とする不利益な取り扱いも禁止されます。また、事業主には、上司や同僚からのハラスメントを防止する措置を講じることが義務付けられています。

ハラスメントの典型例 ・育児休業の取得について上司に相談したら「男のくせに育児休業を取るなんてあり得ない」と言われ、取得を諦めざるを得なかった。

・産後パパ育休の取得を周囲に伝えたら、同僚から「迷惑だ。自分なら取得しない。あなたもそうすべき」と言われ苦痛に感じた。

《筆者：山本》

お知らせ

◆栃木県 労災死傷者 急増 24年ぶり最悪ペース

今年の栃木県内で1～9月に発生した労働災害の死傷者数（休業4日以上）は、昨年同時期と比較し324名の大幅増加の1,566名、死亡者数は、10月末現在で15名にのぼり、既に、昨年一年間の被災者数を6名上回っています。「労働災害は絶対に起こさない」という強い決意で、より一層、災害防止対策の徹底を図りましょう。

●2021.10.11～厚生年金保険の養育特例申出書に係る添付書類のうち、「申出者」と「養育する子」の個人番号を記載すれば、住民票の写しの添付が省略可能となりました。（※戸籍抄本は省略できません）

●2022.1.1～雇用保険マルチジョブホルダー制度が新設されます。

65歳以上の方で2つ以上の事業所の労働時間の合計が週20時間以上かつそれぞれの事業所で31日以上雇用の見込みがある方が雇用保険に加入できるようになります。

◆年末年始休暇

当事務所の年末年始休暇は、下記のとおりとなります。ご不便をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。

1月29日（水）～1月4日（火） → 1月5日（水）から平常通りの業務となります。

皆様方のご厚情に深く感謝申し上げます。来年もよろしくお願い申し上げます。

自然との共生

今年も大好きな「丹沢山」に行って富士山を眺めてきました。相模湾、駿河湾、東京湾の美しい夜景、また、江の島もきれいに見えて感動でした。早めに下山できたので「大山」にも足を延ばしてきました。「丹沢山」は気軽に登れる山なので、来年の春先にまた行きたいと思っています。



わたしのひとこと

なぜ山に登るの？ 特にこれといった理由はありません。なぜ山なの・・・？ 山には春夏秋冬の景色の美しさがあります。一步登るたびに変化する景色の美しさ感動し、汗を流す喜びを味わい、山頂を極めた瞬間に満足感を味わうことができます。このことは、「労務管理」という職業にマッチしているように思います。尾瀬、那須連山に目覚めてから20年が経過しております。私にとって仕事と山登りは汗をかくことで両輪になっているような気が致します。健康の続く限り自然を満喫したいと思っています。 鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します



社会保険労務士法人 鍋島事務所  
 〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2  
 TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298  
 ホームページ http://www.nabeshima-sr.or.jp  
 E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

